

令和8年7月9日
香川県広域水道企業団
財産契約課
担当者：王野・清永
ダイヤル：087-826-6114

建設工事業者を指名停止

1 事案の概要

下記の業者は、香川県発注の特定土木一式工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことを、令和8年6月25日に公正取引委員会から公表された。

このことは、香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領別表第13号（1）（独占禁止法違反行為／県内）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

また、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領別表第6の項（独占禁止法違反行為／県内）に該当するので、同要領第2条第1項に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止期間・指名停止業者・所在地

(1) 指名停止期間 令和8年7月9日～令和9年7月8日（12か月間）

ア 建設工事にかかる指名停止

業者名	代表者名	所在地
株式会社えびす石材土木	代表取締役 松原 誉人	高松市牟礼町牟礼1059
株式会社大下組	代表取締役 大下 将弘	高松市屋島西町2014-2
尾形建設株式会社	代表取締役 尾形 大	高松市塩江町安原上東1407-1
株式会社北村組	代表取締役 北村 真弥子	高松市東山崎町1122
株式会社久保土建	代表取締役 久保 誠司	高松市東植田町2898
株式会社河野組	代表取締役 河野 仁治	高松市鶴市町612-1
小橋工業株式会社	代表取締役 小橋 憲治	高松市国分寺町新名163
三栄工業株式会社	代表取締役 筒井 大介	高松市池田町1187-1
株式会社白雪興産	代表取締役 鈴木 忍	高松市池田町439
城北建設株式会社	代表取締役 細谷 芳久	高松市郷東町796-122
株式会社誠良興業	代表取締役 宮宇地 佑樹	高松市春日町129
大一工業株式会社	代表取締役 笠井 一郎	高松市西ハゼ町7

株式会社大栄建設	代表取締役 藤澤 一成	高松市塩江町安原下第1号1419-2
株式会社大王	代表取締役 大石 龍哉	高松市林町150-2
東讃建設株式会社	代表取締役 佐々木 宏和	高松市鶴市町573-4
株式会社中塚工業	代表取締役 中塚 敏彦	高松市伏石町1299-11
株式会社野崎組	代表取締役 野崎 康晴	高松市香川町大野1095-4
株式会社松田工業	代表取締役 松田 京介	高松市高松町2494

イ 建設工事、物品の買入れにかかる指名停止

業 者 名	代表者名	所 在 地
株式会社芝口組	代表取締役 芝口 邦任	高松市円座町1423
株式会社村上組	代表取締役 村上 博信	高松市東ハゼ町877

(2) 指名停止期間 令和8年7月9日～令和9年3月8日 (8か月間)

ア 建設工事にかかる指名停止

業 者 名	代表者名	所 在 地
株式会社エフワン建設	代表取締役 藤澤 正二	高松市上林町788-6
金本建設株式会社	代表取締役 金本 健司	高松市円座町1930
有限会社篠宮組	代表取締役 篠宮 隆明	高松市多肥上町913-1
株式会社つぼみ建設	代表取締役 川西 徹郎	高松市国分寺町新名1201-4
蓮井建設株式会社	代表取締役 蓮井 健司	高松市朝日町四丁目14-39

イ 建設工事、物品の買入れにかかる指名停止

業 者 名	代表者名	所 在 地
南部開発株式会社	代表取締役 杉田 哲也	高松市勅使町299-2

ウ 建設工事、測量・コンサル、物品の買入れにかかる指名停止

業 者 名	代表者名	所 在 地
青葉工業株式会社	代表取締役 葛西 剛	高松市林町475-1

○香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領(抄)

(指名停止等)

第1条 企業長は、香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号。以下「規程」という。）第9条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

2 契約担当者（規程第6条第1項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項又は次条の規定により指名停止された有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）

措置要件	期間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 次の(1)又は(2)の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 県内</p> <p>(2) 県外</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>6月以上12月以内</p>

○香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(抄)

(指名停止等)

第2条 企業長は、有資格業者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間の範囲内において期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。

別表（第2条—第5条・第10条関係）

措置要件	期間
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>6 次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 県内</p> <p>(2) 県外</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>6月以上12月以内</p>